



## 第6章 都市公園の整備・管理・運営の考え方



## 6-1 都市公園の整備の考え方

都市公園は、都市の環境保全、防災性の向上、都市景観の形成、町民のレクリエーションの場など、様々な役割を果たしています。しかし、公園が少ない地域が存在することや、開設から長い年月が経った既存の公園では公園施設の老朽化などの問題があります。

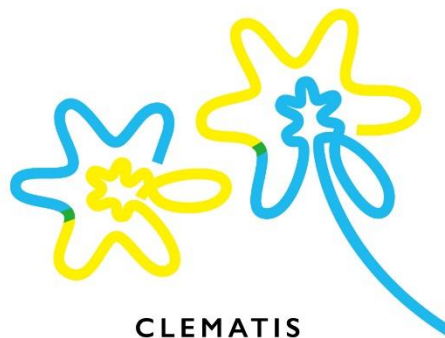
こうした状況を踏まえ、都市公園の整備の目標と方針は、次のとおりとします。

### (1) 整備目標

目標年度（令和 22（2040）年度）における都市公園の整備目標は、都市計画区域内で 43 箇所（39.34ha）、市街化区域内で 34 箇所（15.25ha）とします。

また、超長期的な目標として令和 23（2041）年度以降を想定した目標水準も設定します。

区域	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年度以降
都市計画区域内	35 箇所 (29.65ha)	39 箇所 (34.95ha)	43 箇所 (39.34ha)	46 箇所 (39.64ha)
市街化区域内	26 箇所 (5.56ha)	30 箇所 (10.86ha)	34 箇所 (15.25ha)	37 箇所 (15.55ha)





## (2) 整備方針

### ①市街地内において都市公園等の「量」の充実を図る

- ・市街地内を中心に、計画的な都市公園の整備を推進します。
- ・基本的には、長泉町都市公園条例及び長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則で定める住民一人当たりの都市公園の敷地面積基準（町全域：10 m<sup>2</sup>/人、市街地：5 m<sup>2</sup>/人）を目指し、都市公園を整備していきます。
- ・ただし、本町の市街地内ではまとまった土地の確保が難しいことから、周辺の土地利用の動向等を踏まえた効率的・効果的な整備に留意し、都市計画決定されている公園を優先的に整備します。
- ・都市公園の整備は、快適な住環境の確保が求められる居住誘導区域<sup>注1</sup>内を中心に行うとともに、その中でも都市公園の少ない地域への整備を進め、居住誘導区域内における都市公園の誘致圏空白地域の減少を図ります。

### ②各都市公園の機能を整理し、配置バランスの適正化を進める

- ・都市公園等が密集する地域においては、複数の公園・広場等で機能分担し、各公園で特色ある整備を進めます。
- ・都市公園の誘致圏が重なる部分と空白地域が混在することから、配置のバランスが取れるよう工夫します。
- ・それぞれの都市公園の特徴を踏まえて、都市公園の種別の見直しを行います。

### ③既存ストックを効果的に活用する

- ・都市公園の新規整備が難しい地区では、当面は、既存公園の充実、都市公園以外の緑地・空地等の公園的利用等によって、個別に対応を図ります。
- ・その他公園については、1,000 m<sup>2</sup>程度の面積を有する公園を街区公園と同様の機能を持つものと考え、都市公園に準ずるものとして効果的に活用します。

### ④都市公園の「質」の向上を図る

- ・公園施設が老朽化している都市公園やあまり利用されていない都市公園は、機能の見直し、改善等を図ります。

注1 都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。



(3) 公園種別ごとの整備方針

住区基幹公園

① 街区公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha

- ・ 町民にとって身近な公園として、居住誘導区域内には誘致距離 250mを目途に配置を検討します。不足している地域（空白地域）には新設、あるいは既存の公共施設緑地や民間施設緑地からの移行を検討します。街区公園の配置が困難な場合は、市民緑地などのその他の施設緑地での補完を検討します。
- ・ 供用開始後 20 年以上経過している公園は、地域の実情を踏まえて必要とされる機能の充実に向けて再整備等を検討します。なお、再整備にあたっては、地域に親しまれ、地域が主体となった管理につながるよう、地域住民によるワークショップなどの手法を活用します。
- ・ 誰もが使いやすい公園となるよう、ユニバーサルデザインを導入します。
- ・ 周辺地域の状況や関連計画等を勘案しつつ、街区公園の防災性や防犯性の向上を図ります。

街区公園の整備計画		
中間年次（R12 年度）まで	目標年次（R22 年度）まで	超長期目標（R23 年度以降）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●本宿にここ公園</li> <li>●中土狩日吉神社公園(仮称)</li> <li>●竹原・本宿地区周辺（1ヶ所程度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●竹原・本宿地区周辺（1ヶ所程度）</li> <li>●中土狩地区周辺（1ヶ所程度）</li> <li>●下長窪・納米里地区周辺（1ヶ所程度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●竹原・本宿地区周辺（1ヶ所程度）</li> <li>●下長窪・納米里地区周辺（2ヶ所程度）</li> </ul>

<街区公園の面積の考え方>

都市公園が不足している本町の市街地内は、都市的土地利用が進行しており、最も身近な公園である街区公園（標準面積：2,500 m<sup>2</sup>）であっても、その整備に適した用地を確保することは困難であることから、街区公園の面積の考え方を以下のように整理します。

- ①原則として、標準面積である 2,500 m<sup>2</sup>の確保を目指します。
- ②標準面積を満たす用地の確保が困難な場合は、周辺の都市公園や公共施設緑地（学校のグラウンド、都市公園以外の公園・広場等）の整備状況（整備予定を含む）や緊急性等を考慮し、その地域に必要な機能を互いに補完できると考えられる場合は 1,000 m<sup>2</sup>\*程度の面積であっても街区公園として整備するものとします。

※「阪神・淡路大震災調査特別委員会報告／日本学術会議（1997 年）」によると、面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の広場であれば延焼防止機能を果たすとされている。

※静岡市やさいたま市、札幌市など、街区公園の最低規模を 1,000 m<sup>2</sup>としている事例がある。



②近隣公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha

- ・都市計画決定されている鮎壺公園の計画的な整備を進めます。
- ・御嶽堂公園は、市街地南部では貴重なまとまった緑を有する公園であることから、町のシンボルとして公園機能の充実を図るとともに、面積を拡大し、近隣公園化することを検討します。
- ・居住誘導区域における街区公園と近隣公園の機能分担や配置バランスの適正化等に留意しつつ、まとまった規模の土地が確保できる場合に、新たな近隣公園の整備を検討します。
- ・地域の核となる公園として「広場機能」や遊具等による「レクリエーション機能」、樹木や植栽等による「緑化機能」を有するよう、整備を行います。
- ・近隣公園の整備にあたっては、公園の魅力や利用者の利便性の向上、効率的な維持管理のため、民間活力の導入を検討します。
- ・都市緑地法に基づくみどり法人制度<sup>注1</sup>について、活用の可能性を検討し、民間活力を活用した緑の確保を推進します。

近隣公園の整備計画		
中間年次（R12年度）まで	目標年次（R22年度）まで	超長期目標（R23年度以降）
・鮎壺公園	・御嶽堂公園 ・下土狩公園（仮称）	—

③地区公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha

- ・市街地内でまとまった土地の確保が難しく、地区公園（標準面積：4ha）を整備することは現実的に困難なため、近隣公園や街区公園、総合公園等で地区公園の機能を補完することとします。

注1 民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進するため、NPO法人やまちづくり会社などの団体を町が認定する制度。緑地保全・緑化推進法人制度。



都市基幹公園

④総合公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	総合公園	都市住民全般の休息・観賞・散歩・遊戯・運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10～50ha

- ・町民の休息や散歩、遊戯、運動等、様々な機能を有する長泉町健康公園を総合公園として位置づけ、活用します。
- ・総合公園は、利用者や町民のニーズに応えることができるよう、適切な修繕や改善等を図っていきます。

⑤運動公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	都市規模に応じ 15～75ha

- ・町内に、竹原グラウンドや長泉町健康公園等の運動施設が整備されているほか、周辺市町に県営の愛鷹運動公園等が整備されていることから、新たな運動公園は配置しません。

特殊公園

⑥風致公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	風致公園 (特殊公園)	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する	—

- ・長泉町森林公園と駿河平自然公園、水と緑の杜公園は、自然豊かな愛鷹山麓に整備された公園であり、樹林地が大部分を占めることから、風致公園に位置づけ、町民や来訪者等のレクリエーションや休息、自然とのふれあい等に活用します。
- ・長泉町森林公園と駿河平自然公園、水と緑の杜公園は、水源涵養や生物多様性の確保等の観点からも豊かな自然環境を保全していきます。



## 緑地・緑道等

## ⑦都市緑地

	種別	内容	標準面積
国が定める 内容・面積 等	都市緑地	主として、都市の自然環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地 ※但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）。	0.1ha

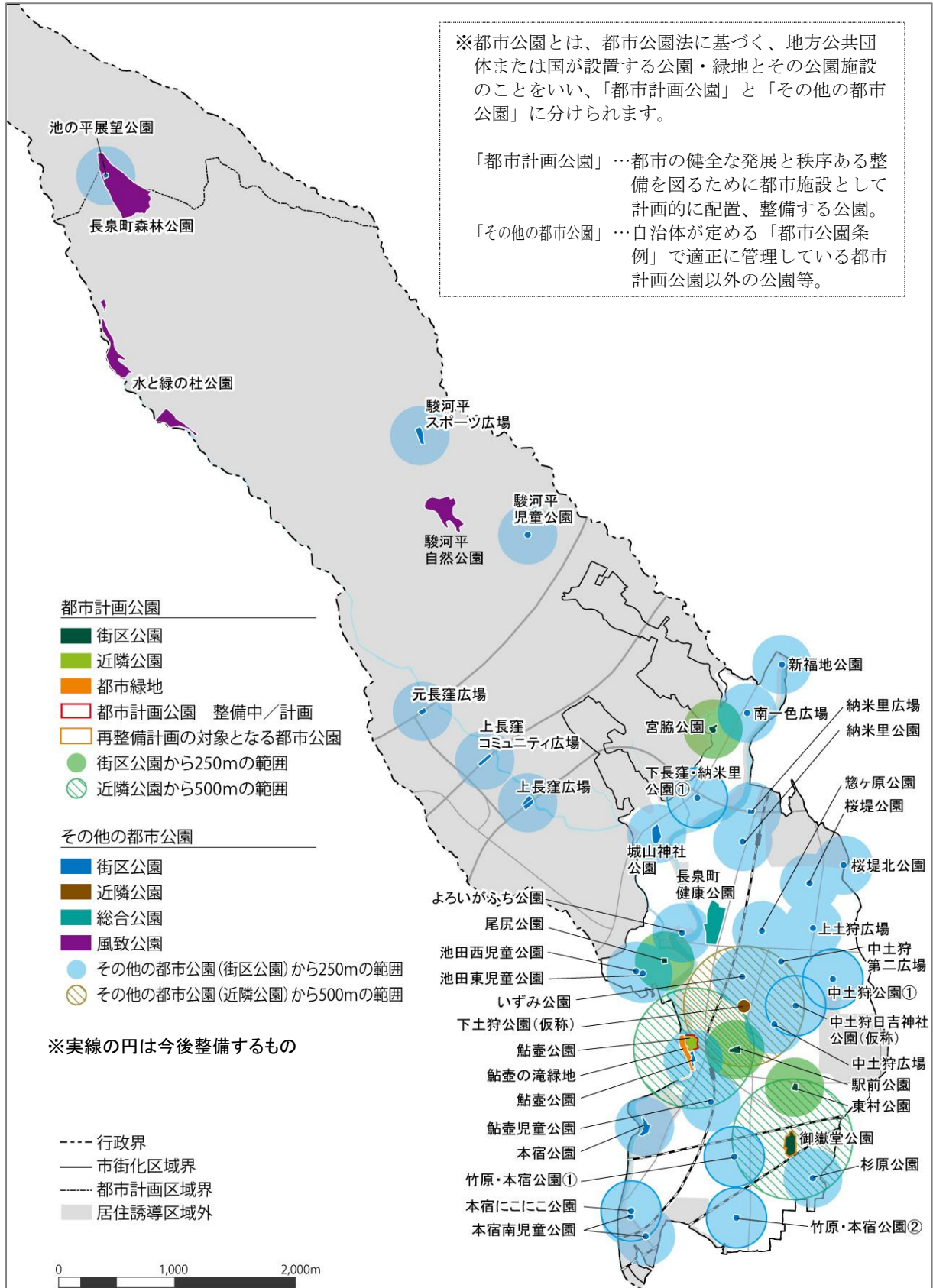
- ・鮎壺の滝緑地は、鮎壺の滝を中心とした特徴的な地形や景観、豊かな緑を有する市街地内の貴重な緑地として沼津市と連携し、整備や改善を進めるほか、地域住民の憩いや観光交流等への活用を進めます。



AYUTSUBO-no-TAKI



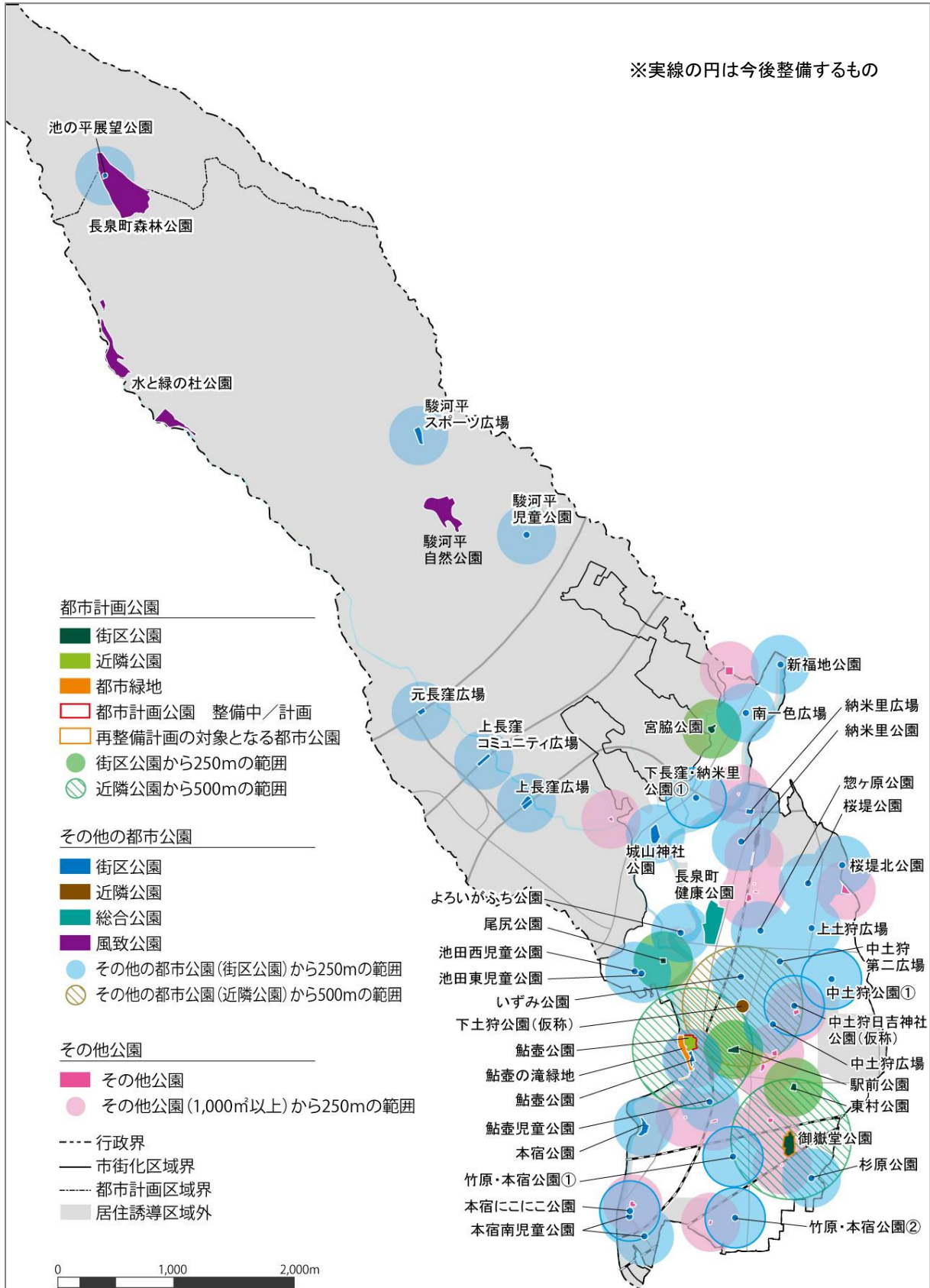
# 長泉町緑の基本計画



都市公園の整備方針図 [目標年次]







都市公園等（その他公園を含む）の整備方針図 [目標年次]



## 6-2 都市公園の管理・運営方針

都市公園を整備する一方で、効率的な維持管理を徹底し、財政負担を軽減しつつ、都市公園の魅力や安全性、利便性等を向上させるため、管理・運営方針を次のとおりとします。

### (1) 管理・運営方針（共通事項）

- ・定期的な点検の実施などによる施設の保全や更新を実施し、安全・安心に利用できる環境を維持します。
- ・公園施設の管理は、国が示す公園施設の長寿命化や安全点検、維持修繕等の指針や基準等に沿って行うことを基本とします。
- ・安全・安心に利用できる公園づくりのため、適切な樹木の剪定等、防犯面も考慮した見通しの確保を図ります。また、必要に応じて、防犯カメラの設置等も検討します。
- ・エコロジカルネットワーク<sup>注1</sup>の視点を踏まえ、生物の生育や生息に配慮した植栽などを適切に維持管理します。
- ・事業者や行政等が連携し、公園利用者等が公園内の美化清掃や草刈り、花の植え替え等を行う機会を設ける等、利用者が自ら公園等をより良くしていく意識の向上に努めます。
- ・公園管理情報の適正化と有効活用のため、都市公園台帳の電子化を推進します。

---

注1 生物の生息・生育空間（森林、農地、都市内の緑地、河川など）を相互に連結することによって、生態系の維持・保全を図り、生物の多様性を図ろうとする構想やその実践活動。



## (2) 公園種別ごとの管理・運営方針

### ① 街区公園等の規模が小さな公園

- ・アダプトプログラム<sup>注1</sup>等を創設・活用し、地域住民や各種団体、ボランティア等との協働による都市公園の美化や維持管理に取り組みます。
- ・各公園の周囲の状況や公園の特性、地域住民の意向等を踏まえ、公園ごとの利用ルール作りを検討します。

### ② 近隣公園等の市街地内の規模が大きな公園 【鮎壺公園など】

- ・アダプトプログラム等を創設・活用し、地域住民や事業者等との協働による都市公園の美化や維持管理に取り組みます。
- ・地域住民や町民団体、事業者、行政等、多様な主体が参画し、都市公園の活性化に資する活動を行う協議会の設置等を検討します。
- ・町民や地域住民、各種団体等と連携し、イベントの開催等やコミュニティ活動の実施等を通じて公園の利用を促進するとともに、公園使用料等を維持管理に充当するような仕組みについて検討します。
- ・指定管理者制度や Park-PFI、設置・管理許可制度など、民間のノウハウを活用した効果的・効率的な都市公園の管理・運営手法の導入について検討します。
- ・鮎壺公園は、隣接する鮎壺の滝緑地と一体的に維持管理していきます。鮎壺の滝緑地は、伊豆半島ユネスコ世界ジオパークとしての知名度を活かし、癒しや散策、観光交流の場として活用します。

### ③ 風致公園等の郊外の規模が大きな公園 【水と緑の杜公園、駿河平自然公園など】

- ・水と緑の杜公園、駿河平自然公園、長泉町森林公園は、自然とふれあえる場として適切に維持管理するとともに、観光交流に活用します。
- ・維持管理にあたっては、町民だけでなく町外を含めた広域からの個人・団体・事業者等の協力を募るサポーター制度の導入等を検討します。

---

注1 公園などの公共施設において、行政等が物品の支給等の支援を行い、美化清掃や草刈り等の維持管理を地域住民等にご協力いただく制度。



